

記者発表資料



鹿児島県

平成30年 2月 9日(金)

発表の趣旨 (※該当する全てにチェック)

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
  - 当日の取材依頼
  - 開催日時等の周知依頼
  - 参加者募集の事前告知依頼
- その他 ( )

発表事項	平成30年度の国民健康保険事業費納付金等(案)について	
内容	<p><b>【国民健康保険事業費納付金等について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年度から、県は市町村とともに国保の保険者となり、市町村から国保事業費納付金（納付金）を徴収するとともに、療養の給付等に要する費用（医療費から本人負担を除いた額）の支払に必要な額を市町村へ交付することとなります。</li> <li>○ 今般、国から示された係数等を用いて、県が算定した平成30年度の納付金等（案）について公表するものです。なお、今後、国の係数が確定し次第、正式に決定します。</li> </ul> <p><b>1 主な算定結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一人当たり保険税必要額（年額）【県全体・激変緩和措置後】 97,978円（H28(98,292円)との比較 ▲314円（▲0.32%）</li> <li>(2) 納付金額【県全体】 約487億円</li> <li>(3) 普通交付金額（療養の給付等に要する費用見込額）【県全体】 約1,459億円</li> </ul> <p><b>2 算定のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 納付金の算定に当たっては、各市町村の医療費水準（年齢調整後医療費指数）と所得水準を反映しています。</li> <li>(2) 一人当たり保険税必要額が一定割合以上増加する市町村に対しては、激変緩和を行い、伸び率（対H28）が1.36%以下となるように措置しています。</li> </ul> <p><b>3 市町村の今後の対応</b></p> <p>県が示した納付金や標準保険料率等を踏まえ、各市町村は平成30年度の予算編成や実際に賦課する国保の保険料率の決定等を行います。</p>	
日時		
場所		
資料	別紙のとおり（平成30年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等について(案)）	
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 後日掲載（ 月 日掲載予定） 【 ホーム＞健康・福祉＞健康・医療＞国民健康保険＞国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等について 】	
取材案内		
問合せ先（担当課）	担当課	保健福祉部保健医療福祉課国保指導室
	取材対応者	室長 上橋 勉 (099-286-2673) 内線2673 参事 竹村直子 (099-286-2686) 内線2686
	問合せ窓口	国保制度改革準備班 主幹 板東利治, 主査 徳重直樹 (099-286-2583) 内線2583